



栃木県公報

平成 27 年
6 月 23 日 (火)
第 2692 号

目 次

告 示

- 解除予定保安林..... 595
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 595
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 596
- 土地改良区定款変更の認可..... 596
- 都市計画事業計画の変更認可..... 596

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 597
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 598
- 同..... 601
- 同..... 601
- 同..... 602

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 602

告 示

栃木県告示第322号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 6月23日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字富士裏1480-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(森林整備課)

栃木県告示第323号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成27年 6月23日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		

0950200097	虹をつかもう	足利市山川町 721-1-101号 室	株式会社キャッ チ・ザ・レイン ボー	足利市南大町 275-1	平成27年 6月1日	保育所等訪問 支援
0952500023	一般社団法人つ ばさ小川事業所	那珂川町小川 2841	一般社団法人つ ばさ	大田原市親園 824-1	平成27年 6月1日	放課後等デイ サービス

栃木県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービス の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0910800440	おやま就労支援 センタードナート	小山市小山 89-1	株式会社峯翔不 動産	下野市祇園 1-18-1C東 号室	平成27年 6月1日	就労継続支援 B型
0911300507	友里障害福祉 サービス事業所	那須塩原市下 永田4-3	合同会社友里	那須塩原市下 永田4-3	平成27年 6月1日	居宅介護 重度訪問介護
0911300515	サクラケアラー にしなすの	那須塩原市南 郷屋5-163- 81	株式会社ビッグ ワン	那須塩原市豊 浦町100-218	平成27年 6月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護
0912500139	一般社団法人つ ばさ小川事業所	那珂川町小川 2841	一般社団法人つ ばさ	大田原市親園 824-1	平成27年 6月1日	生活介護
0912600129	なごみ指定障害 福祉サービス事 業所	塩谷町熊ノ木 1162-122	グラディール コーポレーショ ン株式会社	塩谷町熊ノ木 1162-122	平成27年 6月1日	居宅介護
0921600037	グループホーム 国分寺	下野市国分寺 1095-1	社会福祉法人下 野会	下野市国分寺 1127-1	平成27年 6月1日	共同生活援助

(障害福祉課)

栃木県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
都賀町土地改良区	平成27年6月10日
小山市大谷東部土地改良区	平成27年6月10日

(農地整備課)

栃木県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和46年栃木県告示第1154号小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

小山市

2 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年12月28日～平成35年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和46年栃木県告示第1154号、昭和55年栃木県告示第201号、昭和61年栃木県告示第187号、昭和62年栃木県告示第950号、平成3年栃木県告示第403号、平成4年栃木県告示第592号、平成7年栃木県告示第104号、平成10年栃木県告示第150号、平成12年栃木県告示第108号、平成13年栃木県告示第181号、平成14年栃木県告示第279号、平成17年栃木県告示第830号、平成19年栃木県告示第254号、平成22年栃木県告示第85号、平成22年栃木県告示第261号、平成23年栃木県告示第168号、平成25年栃木県告示第158号及び平成26年栃木県告示第122号の事業地に、大字雨ヶ谷字下並びに大字横倉新田字大山、字萩原、字守藤、字砂久保、字青木及び字守武を加え、大字雨ヶ谷字本田及び大字横倉新田字下谷において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
上飯田土地改良区	理事	御子貝正行	御子貝正行	宇都宮市下荒針町2678-115	27.3.31	27.4.1
	〃	松島 秀行	松島 秀行	〃 飯田町878-1	〃	〃
	〃	宇賀神敏幸	宇賀神敏幸	〃 〃 1471-2	〃	〃
	〃	宇賀神光司	宇賀神光司	〃 〃 1371	〃	〃
	〃	阿部 庄二	阿部 庄二	〃 〃 1346	〃	〃
	〃	阿部 剛士	阿部 剛士	〃 〃 1040	〃	〃
	〃	御子貝喜一	御子貝喜一	〃 下荒針町2678-122	〃	〃
	監事	五月女良一	五月女良一	〃 飯田町1526	〃	〃
	〃	宇賀神トミ	宇賀神トミ	〃 〃 1430	〃	〃
	〃	御子貝 隆	御子貝 隆	〃 下荒針町2678-470	〃	〃

芳賀町 土地改良区	理 事		黒崎 俊之	芳賀郡芳賀町大字打越新田191		27.4.1
真名子 土地改良区	理 事	福田 精機		栃木市西方町真名子216	27.3.31	
	〃	清水 親雄		〃 〃 〃 203-2	〃	
	〃	鈴木 敏夫		〃 〃 〃 8	〃	
	〃	若松 誠		〃 〃 〃 749-1	〃	
	〃	坂本 博一		〃 〃 本城1318-4	〃	
	〃	出井 哲		〃 〃 真名子460-1	〃	
	〃		坂本 忠市	〃 〃 〃 569-4		27.4.1
	〃		小曾戸 守	〃 〃 〃 474		〃
	〃		出井 政彦	〃 〃 〃 449-2		〃
	〃		坂本 光正	〃 〃 〃 190		〃
	〃		片柳 光一	〃 都賀町大柿1862-2		〃
	〃		坂本 孝一	〃 西方町真名子173		〃
	監 事	三室 博		〃 都賀町大柿1874	27.3.31	
	〃	坂本 光		〃 西方町真名子13-1	〃	
	〃	玉田 順一		〃 都賀町大柿1896	〃	
	〃		福田 富一	〃 岩舟町下津原403-3		27.4.1
〃		今泉 晃	〃 西方町真名子10		〃	
〃		熊倉 功	〃 都賀町大柿1890		〃	
都賀町 土地改良区	理 事	山崎 昇一		栃木市都賀町深沢342-3	27.4.1	
栃木市 土地改良区	理 事	篠崎 通男		栃木市尻内町605	27.6.4	

(農地整備課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の構想に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、関係土木事務所及び関係市町において平成27年6月23日から同年7月7日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 公聴会の日時及び場所

都市計画区域	関係市町	日 時	場 所
宇都宮都市計画区域	宇都宮市 鹿沼市	平成27年7月17日（金） 午後6時30分から	壬生町本丸一丁目8番33号 壬生町中央公民館2階研修室

	真岡市 上三川町 芳賀町 壬生町 高根沢町	平成27年7月22日(水) 午後6時30分から	高根沢町大字石末2053番地 高根沢町役場第3庁舎1階大会議室
		平成27年7月23日(木) 午後6時30分から	芳賀町祖母井南一丁目6番地1 農業者トレーニングセンター2階研修室
		平成27年7月24日(金) 午後6時30分から	上三川町大字上蒲生127番地1 上三川いきいきプラザ2階大会議室
		平成27年7月29日(水) 午後6時30分から	真岡市荒町1201番地 真岡市公民館2階第7会議室
		平成27年7月30日(木) 午後6時30分から	鹿沼市坂田山2丁目170番地 鹿沼市民文化センター1階大会議室
		平成27年8月11日(火) 午後6時30分から	宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所本庁舎14階大会議室
足利佐野都市計画区域	足利市 佐野市	平成27年8月3日(月) 午後6時30分から	佐野市浅沼町796番地 佐野市勤労者会館1階会議室
		平成27年8月6日(木) 午後6時30分から	足利市朝倉町264番地 足利市民プラザ西館4階401号室
小山栃木都市計画区域	栃木市 小山市 下野市 野木町	平成27年7月21日(火) 午後6時30分から	野木町大字丸林571番地 野木町役場新館2階大会議室
		平成27年7月28日(火) 午後6時30分から	小山市中央町1丁目1番1号 中央公民館地下1階視聴覚室
		平成27年7月31日(金) 午後6時30分から	下野市小金井1127番地 国分寺公民館1階大ホール
		平成27年8月4日(火) 午後6時30分から	栃木市万町9番25号 栃木市役所3階正庁A・B

2 都市計画の構想

(1) 宇都宮都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

範 囲	規 模
宇都宮市の区域の全部	約41,685ha
鹿沼市の区域の一部	約11,196ha
真岡市の区域の全部	約16,734ha
上三川町の区域の全部	約5,439ha
芳賀町の区域の全部	約7,016ha
壬生町の区域の全部	約6,106ha
高根沢町の区域の全部	約7,087ha
合 計	約95,263ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり

d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(2) 足利佐野都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

範 囲	規 模
足利市の区域の全部	約17,776ha
佐野市の区域の一部	約13,254ha
合 計	約31,030ha

(イ) 都市づくりの基本理念

a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり

b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり

c 環境にもやさしいエコな都市づくり

d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(3) 小山栃木都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

範 囲	規 模
栃木市の区域の一部	約29,957ha
小山市の区域の全部	約17,176ha
下野市の区域の全部	約7,459ha
野木町の区域の全部	約3,026ha
合 計	約57,618ha

(イ) 都市づくりの基本理念

a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり

b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり

c 環境にもやさしいエコな都市づくり

d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）に問い合わせること。

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき区域区分の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所、宇都宮市都市整備部都市計画課及び宇都宮市上河内地域自治センターにおいて平成27年6月23日から同年7月7日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成27年8月10日（月）午後6時30分から

(2) 場所

宇都宮市中里町181番地3

宇都宮市上河内地域自治センター3階会議室

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画の区域区分

(2) 新たに市街化区域に編入する土地の区域

宇都宮市中里町、関白町、今里町、松田新田町、上田町、金田町、免ノ内町及び松風台の各一部

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課（電話028-626-3146）に問い合わせること。

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき区域区分の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県安足土木事務所及び足利市都市建設部都市計画課において平成27年6月23日から同年7月7日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成27年8月6日（木）午後6時30分から

(2) 場所

足利市朝倉町264番地

足利市民プラザ西館4階401号室

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画の区域区分

(2) 新たに市街化区域に編入する土地の区域

足利市県町及び羽刈町の各一部

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県安足土木事務所企画調査部企画調査課（0284-41-4119）に問い合わせること。

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき区域区分の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所及び野木町産業建設部都市整備課において平成27年6月23日から同年7月7日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成27年6月23日

栃木県知事 福田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成27年7月21日（火）午後6時30分から

(2) 場所

野木町大字丸林571番地

野木町役場新館2階大会議室

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類及び名称

小山栃木都市計画の区域区分

(2) 新たに市街化区域に編入する土地の区域

野木町大字友沼、大字野木及び大字中谷の各一部

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課（電話0282-23-3593）に問い合わせること。

（都市計画課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第45号

平成27年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成27年6月23日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,452人
- 2 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
302,820人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
140,387人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	41,607人
栃木市選挙区	44,734人
佐野市選挙区	33,182人
鹿沼市選挙区	27,324人
日光市選挙区	24,363人
小山市・野木町選挙区	50,846人
真岡市選挙区	21,141人
大田原市選挙区	19,871人
矢板市選挙区	9,358人
那須塩原市・那須町選挙区	39,113人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,424人
那須烏山市・那珂川町選挙区	13,072人
下野市選挙区	16,143人
芳賀郡選挙区	18,408人
壬生町選挙区	10,831人